

徳島県告示第五百五十七号

阿南市長から、次のように公共測量を実施する旨の通知があつたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和二年九月四日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

測 量 の 種 類	測 量 を す る 地 域	測 量 を す る 期 間
公共測量（阿南市都市計画図修正）	阿南市内	令和二年八月一日から 令和二年十二月二十一日まで